○環境省令第二十六号

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十四項の規定に基づき、大気汚染防止法第二条第十四項の自動車及び原動機付自転車を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月二十四日　環境大臣　望月　義夫

大気汚染防止法第二条第十四項の自動車及び原動機付自転車を定める省令の一部を改正する省令

大気汚染防止法第二条第十四項の自動車及び原動機付自転車を定める省令（昭和四十三年運輸省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「ただし、二輪自動車にあつては、バイオエタノールの濃度が三体積パーセントを超え十体積パーセント以下のガソリン（次条において「バイオエタノール十体積パーセント混合ガソリン」という。）又はエチルターシャリーブチルエーテルの濃度が八・三体積パーセントを超え二十二パーセント以下のガソリン（次条において「エチルターシャリーブチルエーテル二十二体積パーセント混合ガソリン」という。）を燃料とするものを除く。」を削る。

第二条中「（バイオエタノール十体積パーセント混合ガソリン及びエチルターシャリーブチルエーテル二十二体積パーセント混合ガソリンを除く。）」を削る。

附　則

この省令は、平成二十七年六月二十四日から施行する。

○防衛省令第十二号

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十七条第四項及び第五十五条、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第五条、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第五条において読み替えて準用する同法第二条第三項第三号並びに国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）第十一条において読み替えて準用する同法第三条第三項第一号、第四条第四号並びに第五条第一項及び第二項の規定に基づき、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の施行に伴う自衛隊法施行規則等の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十七年六月二十四日　防衛大臣　中谷　元

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の施行に伴う自衛隊法施行規則等の特例に関する省令

（平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の施行に伴う自衛隊法施行規則等の特例）

第一条　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第二十七条第一項において準用する同法第十七条第七項に規定する派遣職員に関する次の表の第一欄に掲げる省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）	第一条第一項第五号	五　国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第百二十二号。以下「派遣職員処遇法」という。）第二条第一項の規定により派遣された者（以下「派遣職員」という。）であつて、派遣先の機関の業務の遂行に当たり、特に推賞に値する功績のあつたもの	五　国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第百二十二号。以下「派遣職員処遇法」という。）第二条第一項の規定により派遣された者（以下「派遣職員」という。）であつて、派遣先の機関の業務の遂行に当たり、特に推賞に値する功績のあつたもの
		六　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十七条第一項の規定において準用する同法第八条第一項の特定業務（同法第十七条第一項に規定する特定業務をいう。）であつて、派遣職員（以下「オリンピック・パラリンピック派遣職員」という。）の遂行に当たり、特に推賞に値するもの	六　平成三十二年東京オリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十七条第一項の規定において準用する同法第八条第一項の特定業務（同法第十七条第一項に規定する特定業務をいう。）であつて、派遣職員（以下「オリンピック・パラリンピック派遣職員」という。）の遂行に当たり、特に推賞に値する功績のあつたもの
	第三十条の見出し	派遣又は交流派遣	派遣又は交流派遣
	第三十条の二第一項	自衛官又は	自衛官又は
		という。）が	という。）又はオリンピック・パラリンピック派遣隊員である自衛官（以下「オリンピック・パラリンピック派遣自衛官」という。）が
	第三十条の二第二項及び第五十四条	又は交流派遣自衛官	、交流派遣自衛官又はオリンピック・パラリンピック派遣自衛官
	第七条	十二　本邦外にある職員（第七号及び法第五条において読み替えて準用する法第二条第一項の表の扶養親族のある職員を除く。）	十二　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十七条第一項において準用する同法第十七条第一項の規定により派遣されている職員
		十三　本邦外にある職員（第七号及び法第五条において読み替えて準用する法第二条第一項の表の扶養親族のある職員を除く。）	十三　本邦外にある職員（第七号及び法第五条において読み替えて準用する法第二条第一項の表の扶養親族のある職員を除く。）
防衛省職員の留学費用の償還に関する省令（平成十八年内閣府令第六十七号）	第六条第二項	業務又は	業務、
		同じ。）を	同じ。）又は平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号。以下「オリンピック・パラリンピック特別措置法」という。）第二十七条第一項において準用するオリンピック・パラリンピック特別措置法第十七条第七項に規定する派遣職員（次条第一号において「オリンピック・パラリンピック派遣職員」という。）の組織・パラリンピック特別措置法第八条第一項に規定する組織委員会をいう。以下同じ。）の特定業務（オリンピック・パラリンピック特別措置法第二十七条第一項において準用するオリンピック・パラリンピック特別措置法第